

◆住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

意見案第1号

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を 求める意見書

現代社会における住民のくらしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえる。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権のひとつであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割である。

6月22日政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としている。

地方運輸局は、国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っている。

行政をどこが担うかを考えるとき、住民の安全・安心なくらしにとって相応しいのはどこなのかが重要な視点となる。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることは当然であるが、自治体の区域を越えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、自治体よりも国の方が効率的、効果的に担えるものとする。

そもそも、交通運輸行政は地方で担っていないことから国との二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、住民の基本的な人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することは勿論、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要といえる。

よって、国においては、次の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。
- 2 住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
- 3 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月17日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣